

JAIF

国際結婚を考える会

Japan Association of Intercultural Families

会報誌第7号 www.kokusaikazoku.com/
jaif@kokusaikazoku.com

【特集】『国際家族が直面する国籍法』



Page	CONTENTS	
	【特集】 『国際家族が直面する国籍法』	
3	●日本国籍と私 日本人が外国籍を取得し日本国籍喪失、そして 日本国籍再取得という経験	リード眞澄（会員）
6	●コロナ禍で表面化した日本人の排他性と 不寛容さ 「国籍法第11条1項」「国籍選択制度」の存在の 矛盾と国民主権、言論の自由を考える	トルン紀美子（会員）
11	●私がなぜ国籍法請願活動をしているのか 国籍法11条1項（国籍はく奪条項）	ピレー千代美 （非会員）
15	●在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む 大きな障害 国籍法11条1項（国籍はく奪条項）	中西みのり(会員)
21	●国籍問題の座標軸 ー女性の問題から日本社会のあり方へ	武田里子
27	《 国際家族のレシピ紹介 》 ローシティ Rösti ドイツ語圏スイスのソウルフード	シュトッカーかほる （会員）
30	Culture Crossing 「ウエストサイドストーリー」を観て	コールマンひろみ （会員）
31	JAIFイベント報告	イベント係
32	編集後記 次号予告	会報係

リード眞澄（会員）東京在住

東京出身。国際結婚を考える会世話人、国籍法改正請願活動を担当。米国人の夫の転勤でテキサス州ヒューストン郊外に移住。公立高校教師として25年間日本語教育に携わり、2008年に米国籍を取得。2017年高校教師を退職し、日本人の子としての在留許可で東京在住。上智大学大学院で修士課程(第二言語習得)を終了し、同大学の日本語講師として勤務3年目。

自分自身が国籍関係の「当事者」になり「国籍」を意識

皆さんはご自身の国籍について考えたことがあるでしょうか。私は若い頃から留学、海外での仕事、米国人との結婚など、海外との関わりが数多くありましたが、国籍について真剣に考え始めたのは、「国際結婚を考える会」の請願活動を手伝い始めてからです。米国籍を取得して日本国籍を自動喪失しましたが、居住国の国籍があり、そこに落ち着いていることで、大きな問題がなかったからでしょう。よく考えてみると、やはり日本人にとっては「日本国籍」イコール「日本人であること」という思いが強いのではないかと感じます。実際、自分自身が国籍関係の「当事者」にならない限り、そして国籍の有無による具体的な問題に直面しない限り、「国籍」を意識することは少ないのでしょう。

一般の反応「日本人なのにビザがないと日本に住めないんだ！」

日本国籍を自動喪失した方々の多くは、コロナ禍の日本政府の水際対策により入国を拒否されて、ご家族に会いに来ることができず、非常に辛い思いをされてきました。幸いコロナが始まる2年ほど前から日本に戻って来ていた私は、母の介護や看取りも出来、幸運だったとしか言えません。

2017年の秋に「配偶者等」の在留資格で東京での生活を再開した私は、国籍法についての情報を拡散したいという思いから、自己紹介をするたびに「私は今、ビザで日本にいるんです！」と言い、日本国籍を奪ってしまう「**国籍法第11条1項**」についてお話ししていました。「ええ～、日本人なのにビザがないと日本に住めないんだ」という反応があり、外国籍を取得して日本国籍を自動喪失した「当事者」として、この意地悪な法律をより多くの日本人の方々に知らせるため、努力してきました。我が「国籍法関わり史」を振り返ってみたいと思います。



リード眞澄（会員）東京在住

介護などでの帰国による米国永住ビザ喪失の恐れから米国籍取得へ

米国人の夫と結婚後、数年東京に在住、娘が3歳のとき、夫の仕事や娘の教育などについて色々話し合い、夫の会社の本社があるテキサスに引っ越しました。米国籍の夫の配偶者であることから永住ビザを取得し渡米、居住も仕事も支障なく継続。ビザは10年後に更新しましたが、高齢の母のことが気になり始め、介護などのため日本に長期滞在する必要性が生じ、半年以上の帰国で永住権を喪失することを意識するようになりました。

以前数ヶ月で取得できた永住ビザは、近年、配偶者が米国籍であっても取得に1年以上かかるケースを多数見てきました。また、親の介護で帰国の回数が増え、滞在期間も毎回数ヶ月に及んだ友人が、永住ビザの維持が困難になり、米国での居住を諦めて帰国することになったのですが、このことも私の米国籍取得の決定に影響を与えました。米国の拠点を維持するためには、やはり米国籍を取得するのがベストだと考えるようになったのです。公立高校で、米国民である学生に長年教えていたこと、そして選挙権がないことにも抵抗を感じていたと言えましょう。米国籍取得は非常に早いプロセスで進み、3ヶ月で許可がおりて式典に出席し、国籍証明書を受理しました。

米国籍取得＝日本国籍を自動喪失という事実。

27年ぶりの日本の生活再開へ。

当時、国籍法についての詳しい知識はなかったのですが、米国籍取得により日本国籍を自動喪失したことは認識していました。米国に長年住んでいる友人の中には、米国籍取得後も、一時帰国の際、日本のパスポートで入国している人がいましたが、私自身は米国パスポートでの日本入国に大きな抵抗はなく、日本国籍を喪失しても、自分が日本人ではなくなったという感覚はありませんでした。逆に、外国籍を持っていることを隠して日本のパスポートで入国することの方に抵抗がありました。これは国籍法や旅券法に違反することになります。



米国在住中、私は毎夏、教え子の高校生を連れて帰国していました。ホームステイをさせてもらい、京都や広島を観光。日本が大好きな高校生たちに実際に日本を体験してもらうことが、自分にとっても1年のハイライトでした。また、個人的にも頻繁に帰国、何と年に4回も帰国した年がありました。そんな私を見ていた夫が、たまたま日本にいた社員が移動することになった時、代わりに自分が日本で仕事をしようと思うと言ってくれたのです。

リード眞澄（会員） 東京在住

私は楽しんでいた仕事を辞める決意をするのに悩んだのですが、2017年の秋から、27年ぶりに日本での生活を再開することになりました。

「永住権の申請却下。理由が知りたいなら入管に聞きに来い」

「日本人配偶者等」のビザ（「等」のところに「子」が入ります）を取得し、外国人の在留資格で滞在。そして3年後ビザ更新の際、永住権も申請したところ、法務省から「永住権の申請却下。理由が知りたいなら入管に聞きに来い」という通知を受け取りました。元日本人であるにも関わらず永住権が却下されて憤りを感じたのは、法律ではなく、法務局担当者の裁量で決められたからでしょう。入管で、健康保険料の支払いが数日遅れた月が2回ほどあったために不許可になったと言われ、ショックを受けました。こういうことは申請前に色々調べておくべきでしたが、1年分きちんと支払いを済ませているにも拘らず、数日の滞納が不許可の対象になるのかと思うと、しばらく怒りが治まりませんでした。

厳格になった永住権申請は見送り、日本への帰化を申請し許可へ。

永住権を却下されたことで、それでは思い切って帰化申請をしてみようか、という決意に繋がったのですが、帰化も法務大臣の裁量で最終決定されるため、やはり許可されない可能性に不安を感じていました。また、帰化は永住権より敷居が高いと思っていたのですが、行政書士の説明で、近年、永住権申請に厳しい側面が増えたことが分かりました。後日、年金の滞納で永住権が不許可になったという人に会いましたし、私自身も区役所で保険料や年金の滞納は永住権取得を難しくすると言われました。

帰化申請について相談した行政書士の方から真っ先に「車を持っているか。運転免許があるか」という質問をされましたが、法律の違反が帰化申請を困難にするケースが多く、駐車違反なども含む交通違反がその典型例だとのことでした。2021年の4月に百数十枚の書類を準備して法務局に提出し、10月に事務官の面接、12月に帰化が許可されたという通知を受け取りました。帰化申請の具体的な手続きについては、「国際結婚を考える会」のホームページに[記事](#)を書かせて頂きました。

私がお世話になった廣瀬吉次行政書士（<https://www.asoffice-hirose.com/>）には、申請のための書類作成、その他色々な面でサポートして頂きました。豊富な経験と専門知識をお持ちの行政書士の方に帰化申請を支えて頂いたことは、大変心強かったです。日本人として外国籍を取得、日本国籍喪失、そして日本国籍再取得という経験を、今後の請願活動に活かして行きたいと思っています。

コロナ禍で表面化した日本人の排他性と不寛容さ

「国籍法第11条1項」「国籍選択制度」の存在の矛盾と国民主権、言論の自由を考える

トルン紀美子（会員）ドイツ在住

1988年からドイツ滞在。2006年に国際結婚を考える会のドイツグループに参加し、2009年から国籍法改正の請願係を担当する。ストレス解消法は、趣味のボビンレース。昨年夏から空き家になっている夫の実家をウクライナから避難してきた方たちに使ってもらおうべく準備中。ドイツ国内の支援の輪の広がりには2015年のシリア難民の受け入れを上回るものがある。

まるで「鎖国」－ 国籍で入国許可判断、先進国では日本だけ。

2年に及ぶ日本への入国規制が続く中、コロナ水際対策の当初から始まった外国人のビザ免除廃止も2年もの長きに及んでいる。留学生もビジネスでの来日もすべて停止され、日本の入国の厳しさは他にあまり例がなく「鎖国」と批判されるほどになった。国籍で入国許可を分けているのも先進国では日本だけである。

そんな中で、これまで外国籍を取得して国籍法11条1項の規定により日本国籍を喪失していても、その国の旅券で日本に入国できていた元日本人が、「日本人の配偶者等」の資格でしか日本に帰れなくなってしまった。もしもまだ国籍喪失届を提出していなければ、それを提出し戸籍の除籍作業を終えてからしか在留資格認定証明書やビザの申請ができない。何カ月もの時間を要する過程である。しかもコロナの状況下、各領事館は予約制になってしまっていて、ビザ申請や旅券申請が激増している中なかなか予約が取れない状況であると聞いている。

ウイルス感染に国籍は関係ない。コロナ対策を厳しくしたいなら日本国籍者にも外国籍者にも、同じ条件で検査を受けて入国を制限するのがフェアな方法だ。そうすれば「外国籍を取得し日本国籍を自動喪失した」という事実だけで親の死に目にあえなかったという悲劇は起こらなかったはずである。制限が厳しいといわれているオーストラリアやニュージーランドも、自国民と外国人を選別するのではなく、自国民にもほとんど同じ条件で入国を制限していた。日本のこの「国籍で選別する」という感覚はいったいどこから来るのだろう。



トルン紀美子（会員）ドイツ在住

在外邦人の日本旅券を領事館が発給しない —外国籍取得者のあぶり出しのためか？

上記の元日本人のビザ申請の問題に加えて、更に入国制限下に在外邦人に立ちはだかる別の問題も起きている。各国の日本公館で日本旅券発給の数が増えたことにより、思わぬ理不尽な領事館の対応についての相談が当会にも増えた。そのうちの二つの例を紹介する。

■ 事例1：コロナ以前は外国旅券で日本と行き来していた複数国籍の子どもの日本旅券を申請したところ、その日本人親の[滞在許可証](#)を提示しろといわれた。

■ 事例2：日本人同士の夫婦の一人はグリーンカードで米国滞在、配偶者の方は米国籍取得している。グリーンカード滞在の人が日本旅券を更新しようとした際、その配偶者のほうの滞在許可証を提示しろといわれ拒否すると、その申請を受理しないといわれた。

いずれの例も、滞在許可証の提示を求められた人はすでに外国籍を取得したが、国籍喪失届を提出していなかった。提示を拒否したところ、それとは別人である申請者本人の申請を拒否されてしまった。どちらの例も申請者本人は、正式に日本国籍を持っているにも関わらずである。このコロナ禍の外国人入国拒否の状況を、外国籍取得者のあぶり出しに利用しているとは思えない。

複数国籍者の子どもの場合、在住国の国籍は持っているので日常生活に支障は出ないが、この日本人配偶者の日本国籍しか持っていない邦人の日本旅券を領事館が発給しないという事実は、日本国がその人の滞在国での安全や身分の保証を放棄するも同然である。この邦人がどんな不便や危険が起こるかわからない状況に陥ることも顧みないということである。総領事館の主な職務は、外国に滞在する邦人の安全確保であるはずだが、その遂行を放棄するようなもので、摘発することに目がくらんだばかりに、あまりにも業務逸脱の行為だと思わざるを得ない。



トルン紀美子（会員）ドイツ在住

旅券発給拒否は外務省の方針ではない―「国籍法条文」の矛盾は明らか

上記と似たような例のいくつかは、当事者から相談依頼を受けた担当弁護士が日本の外務省旅券局に直接電話やメールで問い合わせたところ、「そのような理由での旅券発給拒否は外務省の方針ではないので当該領事館のほうに外務省から直接指導する」という対応になって、旅券は発給されることになったようだ。

このようなことから「国籍法第11条1項」も「国籍選択制度」も、どちらも領事館職務にとっては妨げになっているのではないかとさえ思われる。法律に基づいた業務を遂行しようとする、外務省からは「それはするな」と指導されるのであれば、何のための法律であるのかと職員は考えるだろう。領事館業務にとっても、いっそないほうが良い法律だ。



自民党の河野太郎衆議院議員が、今年の始めの在ニューヨーク邦人向けの[インタビュー番組](#)で、

「22歳でどちらか（の国籍）を選べというのは今の現実に関わなくなって来ている。（二重国籍を認めないことは）日本からしても大きな損失になっていると思う。私は、二重国籍を少なくともお互いに認めていこうよという国との間では、しっかりと認めていかなければならないと考えています。」と発言し、これがネット民の間で「売国奴」とまで言われ炎上したのを受けて、[自身のブログ](#)上で

「両親のそれぞれの国籍と文化を受け継いで育った子どもが、どちらかの国籍を選択し、他方を放棄することを迫られている現状を改める余地があるのではないかと私は思っています。二重国籍を認めていない国や兵役の義務が課せられている国を除いた国々の、両系血統主義で得た子どもの国籍を、22歳以上になっても保有することを認めていくべきではないでしょうか。

この他に、アメリカのような出生地主義の国で生まれたことにより国籍を得た場合や、優れた業績を持つ研究者などが研究などの都合などで他国の国籍を得た場合に、国籍の選択を迫ったり、日本の国籍の放棄を義務づけたりすることについても、議論する余地があるのではないかと思います。

コロナ禍で表面化した日本人の排他性と不寛容さ

「国籍法第11条1項」「国籍選択制度」の存在の矛盾と国民主権、言論の自由を考える

トルン紀美子（会員）ドイツ在住

（中略）

コロナ禍で、日本の内向きの状況がさらに加速する中で、国際的な日本の立ち位置をしっかりと考えていく必要があると思います。」

と発信することになった。政治家から重国籍を容認するというような発信があった時の、日本のネットの炎上には目に余る感情的な誹謗中傷の言葉が使われる。理解ある政治家がネット上で意見を述べる大きな妨げになっている。

「日本は民主主義で言論の自由がある国」？ 国民が主権者であることに無自覚では。

コロナ禍以降の日本の水際対策から顕著に見えてきたことは、どうも日本の国民やマスコミ、ネット上の意見しか気にしていない政治家（河野氏のような発言ができる政治家を除いて）には、日本の外に住んでいる日本人や、国内にいても日本国籍を持っていない人のことは全く見えていないらしいということだ。見えていないどころか自分と同じ感情を持つ人間だという認識や想像力が全く働かないらしい。ここでもまた自己責任論が出てきてしまう。「自分で好き勝手に道を選んで日本を出ていったんだから、日本に自由に帰れなくなることぐらい我慢しろ。」と平気で言い放つても構わないと思うらしい。なぜ、いつの間に日本人はこんなに偏狭になってしまったのだろう。匿名でうっぶん晴らしの発言ができるSNSの拡大のせいだけとも思えない。

人口が減少して少子高齢化という不安がある上に、生活が苦しかったり子供の自殺率がほかのG7の国より多くてもまずは自助を求められ、当事者も辛抱強く我慢する。なぜ日本人は自分が苦しいときに声を上げられないのだろう。テレビ番組やニュース報道までが政府に忖度して、政治ネタのギャグは発信されなくなってしまうという。公文書改ざんがあっても、学術会議のメンバーが内閣府の一存で理由もなく拒否されても、政府はその説明をのりくらりと逃げて誠実さのかけらもない。それでも次の選挙ではその政党が圧勝するという信じられない結果になる。国民は「日本は民主主義で言論の自由がある国」という幻想を持ちながら、国民に主権があることを忘れてしまっている。忖度という見えないひもで自分たちの首を絞めているようにしか見えない。



トルン紀美子（会員）ドイツ在住

複数国籍容認の法改正が全く進まない要因、排他的な一部の強い声に媚びる政治家

若い世代は投票率も政治への関心も低く、「政治のことなんか考える余裕がない。これ以上悪くならないよう現状維持できればそれでいい。自分が政治参加しても何も変わらない。」という考えから与党政権に投票する率がほかの世代よりも高らしい。

ドイツの若い世代が高校生の頃から政治に関心を持ち、議論をするすべを学び、各政党にも青年部がありそこからどんどん次の世代の政治を担う人材が出てくるシステムとはかなりの違いがある。この原因は日本の教育制度なのではないかと思っている。上から押さえつけられる校則があり、授業で発言することは成績には反映されず、詰込み式の暗記の試験で成績が決まる。そんな教育法の中では、若い世代が自分の意見を発信するすべを学べないまま大人になってしまう。これはおかしいと思ったことに声を出していくことを自分の権利と考えられなくなってしまう。そうやって、日本社会は選挙民の側から貴重な民主主義のシステムを崩壊させているように私の目には映っている。

失策が続いても、強権にふるまっても、政権を失う危険を感じない政治家は、国難の際にもきちんと治験や科学に基づいた賢明な判断ができず、ネット上の一部の「外国人や海外在住者を閉めだせ。」という声に媚びるような対策しかできない。今の日本社会で、国民の多くが望む選択的夫婦別姓制度や、長い目で見た国益にかなう複数国籍容認の法改正が全く進まない要因は、こんなところにあると私は思っている。

国民主権、言論の自由は、今ウクライナの人たちが命がけで守ろうとしている尊いものだ。失ってみて初めてどんなに大切なものを痛いほど思い知らされることになる。今の日本の現状を胸の痛くなる思いで注視している。



私がなぜ国籍法請願活動をしているのか

メディアへのPR、署名集めそして国会議員陳情の積み重ねが重要



ピレー千代美（非会員）フランス在住

1979年から2013年までエールフランスのパリベース客室乗務員として勤務。2004年から3年ほど、国際結婚を考える会の請願委員を担当。その後も現在の請願委員をサポート。好きなこと、北海道の登山。今、はまっていること、太極拳。孫とのツーショット写真。

娘の「日本って、ハーフだったらだめなんだね」、国籍法への疑問がきっかけ

今年2月、「なぜ国籍法請願活動をしているのか」のテーマで請願活動をはじめたきっかけや、道のりそして思いを寄稿してくれないか、とJAIF会報担当の小暮さんから依頼を受けました。私は19年前の2003年から、「日本の国籍法を改正してほしい」と署名を集め続けています。「国際結婚を考える会」には3年ほど属していました。国籍法改正への国会への働きかけは請願書提出という形で、2001年から一貫してこの会が率先して行っていることから、私も、毎回欠かさずこの署名を集めて、ドイツの請願係のトルンさんに送っています。このように長きに渡って続けている請願書提出の活動は珍しく、国会議員の間でもよく知られた請願であり、この活動は国会の資料にも、また大学の研究者の著述の中にも出てくるほどです。

私が請願活動をはじめたきっかけは、在仏日本人会の会報で国籍法改正の署名に協力してほしい、というバイオリニストの方の記事を読んだことから始まりました。彼女が関わっていたGCNETという会の署名を集め、2004年1月の通常国会開催日に在仏北海道人会の会員佐々木さんの兄、佐々木秀典代議士（当時）に面談したのが陳情第一日目でした。

その頃中学生だった娘に私が国籍選択制度について説明した時に彼女が「日本ってハーフだったら、だめなんだね」と言ったことや、1985年生まれの息子が生まれた時から日本国籍なのは国際結婚を考える会の会員が頑張ってくれたからだを知り、私も一緒に頑張りたいと思ったことがきっかけでした。が、先ずなによりも、この国籍法はおかしい、という初心の気持ちがベシクにあります。

このように、私のきっかけは国籍法14条～16条（国籍選択制度）ですが、もちろん11条も、12条（国籍の留保）、当時の準正（改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加えて、父母が結婚していることが要件だった）も、同様におかしな法律と思っていました。

私がなぜ国籍法請願活動をしているのか

メディアへのPR、署名集めそして国会議員陳情の積み重ねが重要

ピレー千代美（非会員）フランス在住

GCNETという会の署名を集めていた時に、そのきっかけとなったバイオリニストの方と日本人会の法律相談に行くことになりました。フランスに於いて、フランス国籍を持たない外国人が被る事例に関してという趣旨の相談をしたのですが、「フランス共和国は複数国籍容認国ですよ？」との私たちの問いに、担当のフランス人弁護士が「いいえ。複数でなく単数ですよ。フランスとアルジェリアの国籍を持っている人がいたとします。彼はフランスにいる時はフランス国籍者。アルジェリアにいるときはアルジェリア国籍者。フランスはフランス国籍か、それ以外か、というだけに興味があり、フランス人が持っている他の国籍には興味がない。」とおっしゃったことは今でも忘れられません。その時にはっと目を開かされた思いでした。

議員への働きかけに奮闘、日弁連も人権救済申立を受け意見書提出へ
これまでの活動で私が覚えている主な動きを次ページにて書き記します。



小川淳也議員陳情（手前ピレー、隣はトルン紀美子さん）

もともと日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないよう求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿

国際結婚を考える会

請願要旨:

外国人との婚姻、仕事、進学などのために海外で暮らす日本人は年々増加しています。海外に移住した日本人が、当該国の社会保険を得るため、職業上の便宜のため、生活の基盤のある土地で安定した生活を送るための理由で、その国の国籍を取得せざるを得ない状況が生まれます。自ら志望して外国籍を取得すると、現行国籍法のもとでは日本国籍を自動的に喪失してしまいます。

長く海外に暮らしていても感情的には日本人であり、家族がいる日本とのつながりがなくなることはありません。日本国籍を自動的に喪失してしまうことは本人にとっては辛いことです。日本に外国に生かす価値ある国際的人材を失うことになり、日本国籍を自動的に喪失すると、親の介護のために帰国するときでも外国人として入国しなければなりません。状況の変化のために生活の場を日本に持参する場合もあります。外国籍を取得せざるを得なかったために日本国籍を自動的に喪失せられた元日本人もますます増えつつあります。本人に日本国籍を放棄する理由はないのです。

「国籍唯一の原則」は、1930年のヨーロッパ国籍条約に載ったものと説明されます。しかし、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、1997年には複数国籍の保持を個人の権利として認めることを規定したヨーロッパ国籍条約が採択されました。20世紀半ばまで認められていた国籍唯一の原則は大きく後退し、既に機能していないと考えられます。また、日本が締結した条約は、「自ら他の国籍を取得した場合の国籍喪失制度などについても、複数国籍保持を容認する所での国籍制度を検討すべきである。」との意見を盛り込んでいます。

多文化と多言語を身につけた者は国際化を体現する存在として、日本社会に多様性と豊かさをもたらすことができます。さらにこのような在外日本人が帰国で安定して生活することで日本文化のより理解者をその国で増やすことに貢献できます。そのような日本と外国を結ぶ人材を排除するのではなく受け入れていくことは、日本の将来にとってプラスになるに違いありません。

日本国籍保持者が居住国の国籍を取得しても日本国籍を保持できるよう、国籍法第11条1項「日本国民は、自己の志望により外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」及び第2項「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う」の廃止を求めます。また、現行国籍法によりやむを得ず日本国籍を失った者の国籍回復の可能性も合わせて検討して下さるようお願いいたします。

請願事項: 国籍法第11条1項と2項の廃止を求めます

取り扱い団体: 国際結婚を考える会

国籍選択制度の廃止を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
法務大臣 殿

国際結婚を考える会

請願要旨:

1985年に施行された国籍法改正で、それまでは認められなかった外国人父と日本人母の間に生まれた子どもたちも日本国籍取得できるようになりました。しかしこのときに導入された「国籍選択制度」で父と母の二つの国籍を持つ子どもたちや、父母が日本人でも出生地の国籍と日本国籍を同時に持つ子どもたちは、22歳になるまでの国籍選択を義務づけられました。この子どもたちが日本国籍を保持するためには、外国籍を離脱するか、または外国籍を放棄する旨の「国籍選択書」を提出しなければなりません。定められた期限内にこれを提出しなければ日本国籍を失うこともあるとされています（国籍法14条、15条）。

父と母の異なる国籍や文化を受け継ぐ子どもたちは、両方大切にしながら自らの人格を形成、成長します。多文化と多言語を身につけた者の存在は、日本社会に多様性と豊かさを与えます。ところが選択制度は、子どもに父母の一方を選ぶに等しい。多大な負担や苦痛を与えているのです。

日本の国際化に貢献できる有為の人材が選択制度のために日本国籍を失うのは、少子高齢化社会の現状を考慮しても、日本にとって大きな損失であると言えます。

この選択制度の導入は、1930年のヨーロッパ国籍条約を破ったものと当時説明されました。しかし、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化し、1997年には「出生により異なる国籍を取得した子ども」には、「権利として当然に重国籍を容認」するヨーロッパ国籍条約が採択されました。国と国の距離が短くなり往來が自由になった時代に、現行国籍法の「国籍唯一の原則」は現実とそぐわなくなっているのです。

上記の理由により、世界的な流れと社会的変化を考慮し子どもたちが重国籍を維持することを認めてください

請願事項: 「国籍選択制度」の廃止を求めます。

取り扱い団体: 国際結婚を考える会

請願署名用紙 | 国際結婚を考える会 (kokusaikazoku.com)

国際結婚を考える会 | 会報誌第7号 | 2022年04月30日発行

私がなぜ国籍法請願活動をしているのか

メディアへのPR、署名集めそして国会議員陳情の積み重ねが重要

ピレー千代美（非会員）フランス在住

2004年 3月8日	円より子議員が私たちからの陳情を受けて、決算委員会にて「私はフランスに住んでいる高校生の子（私の息子）からお手紙をもらいました」と選択制度に関する質問をしてくださいました。
4月15日	民主党の早朝勉強会のヒアリングに呼んでいただきました。
6月2日	松野信夫議員は衆議院法務委員会にて、房村精一・政府参考人（法務省民事局長）から、 『御指摘のように、国籍法十五条では法務大臣が重国籍者に国籍の選択を催告することができると定められておりますが、法務大臣がこの催告をいたしますと、期間内に具体的な選択をしないと最終的には日本国籍を失うという非常に重大な効果が生ずることとなっております。 国籍を喪失するという事は、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろうと思っております。現在までこの催告を法務大臣がしたことはございません。』 との回答を引き出してくださいました。この国会答弁があったことが、後々催告が全く行われていないことの確証となっています。
7月25日	衆議院議員法務委員会理事のメンバー5名(柳本卓治・下村博文・富田茂之・佐々木秀典・山内功議員)と重国籍容認を求める陳情者との懇談会がパリにて開かれました。
10月	民主党(当時)が「外国人の人権と国籍問題に関するPT」（座長ソルネン・マルティ参議院議員、副座長には千葉景子議員、山内おさむ議員、事務局長には藤田一枝議員、事務局次長には稲見哲男議員）を立ち上げましたが、2005年9月の総選挙での自民党圧勝によって、このPTは実質的解散になりました。
2005年 3月	私の選挙区、鳩山由紀夫議員に面談していただいた時に、「重国籍」という言葉にはネガティブな響きがあるので「複数国籍」という言葉にしては？とのご提案がありました。
2006年 12月5日	自民党内内閣部会の下に「国籍に関するプロジェクトチーム（PT）」（座長河野太郎議員、事務局長柴山昌彦議員）が立ち上がりました。これも2009年の総選挙において民主党圧勝により主なメンバーが落選したため、それ以降のPTは開かれませんでした。

私がなぜ国籍法請願活動を続けているのか

メディアへのPR、署名集めそして国会議員陳情の積み重ねが重要

ピレー千代美（非会員）フランス在住

2008年 3月12日	国籍PTのヒアリングに呼んでももらいました。20分お話をさせてもらったあと、質疑応答があり、河野議員のブログに「正直者が馬鹿を見るという現在の国籍法の国籍選択のしくみは変えねばならないというコンセンサスにPTも達した。」と発信がありました。
11月19日	日本弁護士連合会は「 国籍選択制度に関する意見書 」を出しました。趣旨は「異なる国籍の両親から生まれた複数国籍者や、外国籍者との婚姻等に際して自動的に複数国籍者となった者については国籍選択義務の適用がないように国籍法を改正すべきである」という内容で、2006年6月に私の家族と他の一 가족が、日弁連に人権救済申立をしたことをうけて、現行の国籍選択制度の運用及び改正について日弁連が意見を述べたものです。
2009年	「 民主党政策集INDEX2009 」において、民主党は「重国籍の容認へ向け国籍選択制度を見直します」とマニフェストで姿勢を明確にしています。
2010年～ 2019年	海外日系人大会 において、複数の国籍を持つことを容認するようにと毎年の大会宣言に含まれて採択されています。

「日本も複数国籍を認めていくほうがいいのでは？」 に向かう変化を感じる。

このようにいまだ山あり谷ありで、なかなか進展がないようにみえる運動ですが、2016年9月の民進党党首選に伴う蓮舫氏に対する国籍問題が指摘される中、私の希望的観測であると謗りを免れないかもしれませんが、いろいろなメディアの記事の中には、「日本も複数国籍を認めていくほうがいいのでは」という日本在住の人たちからの意見が多くみられ、私が活動を始めたころと比べると、日本国内全体の意識としてはポジティブな方向に動いている様に感じられます。

これからも、メディアに取り上げてもらう、国会議員に陳情するということをしていくとともに、今まで通り署名を集め国会の請願課の記録を積み重ねていくことが、これからもとても重要だと思っています。

いつも国籍のことを考えているのですが、現在はウクライナの人々に想いを馳せています。一日も早くウクライナの人々に平穏が訪れますように。



在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

東京生まれ。シカゴ大学経営大学院（MBA）卒業。1995年より、ミネソタ州でブランドマーケティング、サプライチェーン、プロジェクトマネジメントに従事。2008年よりサンフランシスコ在住。現職はシリコンバレー大手IT企業のディレクターとしてグローバルチームを統括している。家族は建築士のウクライナ系カナダ人の夫と猫2匹。仕事以外のパッションは、料理、旅行、ピアノと動物環境保護。

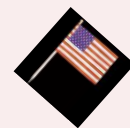
「捨てたんじゃなくて日本国籍をはく奪された」



今回、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」とする国籍法11条1項（国籍はく奪条項）について私の考えを書く機会を頂きました。2021年、真鍋 淑郎氏がノーベル物理学賞を受賞され、米国籍である事が判明した時、「氏はなぜ日本を捨てたのか？」が多く論じられましたが、「捨てたんじゃなくて日本国籍をはく奪された」事実は全く報道されませんでした。国籍法11条1項は日本に住む日本国籍者、国会議員、メディアには馴染みの薄い条項なのでしょう。

国籍法11条1項は、在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害となっています。仕事に関しては、私が住むアメリカを例にとると、まず連邦政府の仕事につけません。連邦政府の仕事には魅力的なものがたくさんありますが米国籍を持たない人々には門戸が閉ざされています。学者として成功するためには研究費が欠かせませんが、アメリカ国籍が研究費習得の条件になる事が多々あります。2014年ノーベル賞物理学賞を受賞された中村修二氏がアメリカに帰化されたのは研究費獲得のため、とインタビューで答えています。

米国グリーンカードと日本国国籍法が生む苦悩



アメリカ永住権（グリーンカード）保持者が一年以上アメリカを離れるとグリーンカードを喪失します。アメリカ企業に勤務する日本国籍者が、「日本支社に2、3年行ってみないか？」と打診されても永住権を失う事を恐れて、このチャンスをあきらめるしかありません。私自身も経験した事があるので悔しさが良くわかります。家族に関しても国籍法11条1項は大きな弊害です。例えば、日本にいる年老いた親の晩年を支えるために長期帰国することもままなりません。もしアメリカで巡り合った伴侶がグリーンカード保持者でない場合も国籍法11条1項が立ちふさがります。アメリカ国籍保持者の伴侶は、グリーンカードを4～6か月で習得できますが（注：コロナ以前のデータです。コロナ以降は8か月ほどかかっています）、グリーンカード保持者の伴侶は数年から数十年待たないと永住権が取れません。

在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

5年以上永住権でアメリカに暮らしていれば比較的簡単に帰化（アメリカ国籍を取る）が出来るので、帰化して伴侶のグリーンカードをスポンサーすれば良いのですが、そうすると日本国籍をはく奪されることになるので、

「愛する人をサポートするか」と「父母の住む祖国日本の国籍を取るか」のはざまで苦しむのです。私が全くその例で、カナダ国籍の夫のグリーンカードをスポンサーする為に、断腸の思いでアメリカに帰化しました。日本国籍でなくなった娘である私の事を嘆いた両親の事を思うと、今でも胸が痛み涙が出てきます。

日本で日本人として生まれ育っても祖国に帰れない

そしてコロナによって国籍法11条1項の残酷性がさらに浮き彫りになりました。パンデミックによる水際対策によりアメリカからの入国が禁止になり、在外”元日本人”は「日本人の配偶者、または子」と言う特別短期ビザ（90日滞在許可）を領事館から習得しないと日本に入国できなくなりました。

このビザを取るのにも多々煩雑な書類提出を要求され時間がかかるので（多くの大使館領事館は最低5日ビジネスデイかかると言っています）、親の危篤などの緊急事態に対応できません。昨年11月には、オミクロン株によりさらに入国制限が強化され昨年12月から今年1月までは、特別短期ビザの新規発行も停止され、発行済みの特別短期ビザさえも無効にされました。この入国制限は在外元日本人には大きなショックでした。我々はいくら厳しい水際対策下でも「元日本人」への短期ビザ発給を停止するとは予想していなかったのです。

結果として在外「元日本人」が日本に入国できる確約がある唯一の手段は「日本人の配偶者等」と言う長期在留許可を取る事だけになりましたが、在外「元日本人」で「日本人の配偶者等」長期在留許可を持っている人は非常にまれです。と言うのは、在留許可とは日本での長期在留が前提であるため、外国で仕事と家族のベースがある在外元日本人に、入管は在留許可を出したがりません。 「3か月以下の滞留なら短期ビザで入国せよ」と言うのが彼らの論理だからです。日本で日本人として生まれ育ち、両親兄弟が日本にいる人々が国籍法11条1項の為に日本国籍をはく奪され祖国に帰れないのです。こんな残酷で理不尽な事があるのでしょうか？



在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

米国に帰化、国籍放棄した元インド人は「海外インド市民権」 **Overseas Citizenship of India**を取得できる

私はアメリカで「シリコンバレー」と言われる地域で長年仕事をしており多くのインド人の同僚と仕事をしています。インドも日本と同じく重国籍を認めていないのですが、多くの同僚がどんどんアメリカに帰化していくのを目のあたりにしてなぜ彼らは「インド国籍を簡単にあきらめるんだろう」と不思議に思いました。

理由の一つにはアメリカパスポートがインドパスポートより断然便利なのもありますが、一番大きな理由は他国の国籍を習得しても、インド国籍を放棄する代わりに「Overseas Citizenship of India」（OCI）と呼ばれる「海外インド市民権」が取れるからです。OCIは、海外に住むインド人が二重国籍容認を求めた事に対処するために2005年に設定されました。

（<https://ociservices.gov.in/>）OCIの概要は在日インド大使館サイト

（https://www.indembassy-tokyo.gov.in/eoityo_pages/Mjk）にも簡単な概要が日本語で説明されています（しかし、詳しい事は英語サイトを見る必要があります。<https://ociservices.gov.in/>）

OCI登録した人は、選挙権を持たず上院・下院・州議会・地方議会への被選挙権がなく、大統領、副大統領、最高裁判所および高等裁判所の裁判官等の憲法上の役職を務めることはできませんが、それ以外はNRI（Non-Resident Indian = インドの外に住んでいるインド国籍保持者）とほぼ同様の恩恵を受けます。

- インドへの複数回入国、インド訪問のための多目的無期限ビザ
- いかなる長さのインド滞在においても、警察当局への連絡が免除される
- 農業またはプランテーションの資産取得を除く、金融、経済、教育分野におけるNRIとの同等性
- OCIカード保持者は、5年以上OCIとして登録しており、その5年のうち1年以上はインド市民権の申請をする前にインドで居住している場合、インド市民権を申請することができる。



在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

OCI保持者の子供と配偶者もOCIを習得する資格が与えられます。どの国でOCIを申請するかで違いはあるそうですが、アメリカに帰化したサンフランシスコ在住のインド人同僚から聞いた話しでは、ステップ1として最初に必要な書類はアメリカパスポート（アメリカに帰化した証明になる）とインドパスポート（インド人だった事の証明になる）のみでそれもPDFファイルでOK。オンラインで申請が出来、トラッキングナンバーがもらえてステップ1の申請状況がオンラインでチェックできるそうです。オンライン申請後にステップ2として紙の書類を送ったりインド領事館に行く必要はありますが、約6週間でOCIカードが習得できた、と言っていました。

元日本人が在外のまま「永住者在留資格」を取る事はほぼ不可能

それに比べて「元日本人」がOCIと同等の「永住者在留資格」を得るためには、まず「日本人の配偶者等」と言う在留資格を取ることから始めます。「日本人の配偶者等在留資格」を取るために必要な書類のリストのリンクはこちらですが

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_nintei2.html)

『返信用封筒 定形封筒に宛先を明記の上、404円分の切手（簡易書留用）が必要』であるとか、とにかく手続きが煩雑でアナログです。そして、一番重要な点は、「日本人の配偶者等在留資格」を取る前提が「日本に居住すること」なので、現居住国（例：アメリカ）を生活と仕事のベースにしている限り「日本人の配偶者等在留資格」を取得できる可能性は低く、もし取得できたとしても日本に滞在している日数が少ないという事で、更新が却下される事が多いと行政書士から言われました。

「永住者在留資格」を習得する条件は、「日本人の配偶者等在留資格」で3年以上日本に住む事なので、在外のまま「永住者在留資格」を取る事はほぼ不可能です。言い返すと、日本の永住権在留資格取得のためには居住国の生活をたたくで日本に移住しないといけないという事です。OCIによって、外国籍を習得した「元インド人」が、在外のままインド永住権の恩恵が享受できるのとは大きな違いです。



在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

OCIと日本の制度の違いを表にしてみました（注：私個人のリサーチなので法律的に100%正しい保証はありません）。

Overseas Citizenship of India (OCI)	日本の永住者在留資格
外国籍取得後すぐ、在留国の領事館で申請が出来る。	外国籍取得後まず「国籍喪失届」を提出。その後、「日本人の配偶者等」在留資格を習得し、日本に一定期間居住してから（元日本人には10年の定住期間は緩和されていると聞く）、永住権申請の資格が出来るが、「元日本人」であっても永住権が取れる確約はなく、駐車違反の切符が一枚あっただけで永住権申請を却下されたという例があると司法書士より聞いた。
OCI申請プロセスにオンラインが使われ、必要書類の数も日本と比べると断然簡略である。	「日本人の配偶者等在留資格」に多大の労力と時間がかかる。家族が助けるにしても親族が老いている場合はむずかしく、かなりの手数料を払って行政書士を雇う必要がある。 書類一覧： https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_nintei2.html 「永住者申請」に多大な労力と時間がかかる。必要書類一覧： https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_eijyu01.html
国籍を取った居住国の生活を引き払う必要がない	「日本人の配偶者等在留資格」は日本に在留することが前提なので、居住国での仕事と生活を続けながら「日本人の配偶者等在留資格」を取る事は難しいし、もし一度取得できたとしても更新が難しい。

在外日本人の幸福、活躍、成功を阻む大きな障害

国籍法11条1項（国籍はく奪条項）

中西みのり(会員)アメリカ在住

「米国国民」として制限なく活躍する自由と同時に、**OCI**があるためインド人のアイデンティティーを堅持できる

世界的企業のマイクロソフト、グーグル、ツイッター、IBMのCEOはインド系アメリカ人（インド生まれでアメリカに帰化したインド人）です。シリコンバレーのテクノロジー企業のエグゼクティブポジションにもインド系アメリカ人の名前がずらりとならんでいます。

インドの教育システムが優れた人材を生み出していることはもちろんですが、アメリカにおけるインド人の台頭にOCIが少なからぬ役割を果たしているというのが、多くのインド人と仕事をしている私の意見です。彼らには「アメリカ国民」としてアメリカで制限なく活躍する自由があると同時に、OCIとしてインド人のアイデンティティーを強く持ち続けています。

昨年インドがデルタ株の猛威にさらされた時、世界のOCIたちの行動力と団結は目を見張るものでした。彼らが「祖国に帰国できない元インド人」になっていたらあそこまでの支援はしなかったし出来なかったでしょう。まさにOCIが可能にした、彼らの二つの祖国のウィンウィン（win-win）だったと思います。

「**Overseas Citizenship of JAPAN**」（OCJ）「海外日本市民権」制度を！

国際結婚を考える会（JAIF）は長年にわたって国籍法改正を求めて運動していますが、現状を考えると改正への道のりは果てしなく遠いものに思えます。違憲だとして欧州在住の男性ら8人が国を相手取り裁判を起こしていますが一番は敗訴していますし、コロナで強まっている日本社会の閉鎖志向も、国籍法改正への逆風になっていると思います。であればOCIと同じような制度を日本で作る運動を始めませんか？

もちろん、OCJの恩恵を一番受けるのは国籍法11条1項によって国籍をはく奪された元日本人であり、国籍法14条により合法的に重国籍になれる人々へのメリットはない、という意見も出るかもしれません。その事を認識したうえで会員の皆様へ意見を提起させていただきます。



今回の特集を受け、武田里子氏から国籍問題についてご寄稿いただきました。

国籍問題の座標軸 —女性の問題から日本社会のあり方へ—

武田里子 自己紹介：

大学非常勤講師ほか「複数国籍学習会」世話人など。国際大学（新潟県南魚沼市）勤務時にうおぬま国際交流協会（夢っくす）を立ち上げ、その活動を通じてアジアからの結婚移住女性たちに出会い、国際家族研究を始めました。『ムラの国際結婚再考』（2011）、「東アジアの国際結婚移動」『変容する国際移住のリアリティ』（2017）、「地方・農村における多様なルーツの外国人住民との共生」『地方発外国人住民との地域づくり』（2019）ほか。国籍法は当事者のみなさまのお話を伺いながら、ただいま勉強中です。

1. はじめに

国民国家とは確定した領土をもち国民を主権者とする国家体制のことを言います。周囲を海に囲まれた日本の場合は、領土の確定よりも国民の確定作業を急ぐ必要がありました。1872（明治）5年に戸籍法を制定し国民台帳の編纂に取りかかります。翌年には初めての国籍法である内外人民婚姻条規を制定しました。憲法を制定する前に国籍法が必要になったのは、イギリス公使からイギリス人男性と日本人女性が結婚した場合の手続について照会を受けたからです。このとき外国人と結婚した女性の日本国籍は喪失すると定められました。

多くはありませんが、国民国家形成の途上で日本国籍と引きかえに外国人との結婚を選択した女性たちがいます。愛は民族も人種も宗教も国境も超えるのです。ハンガリー帝国の駐日代理公使クーデンホーフ伯爵と結婚し、夫の死後、ウィーンで“小さな伯爵夫人”と呼ばれて活躍したクーデンホーフ光子（1874-1941）さんをご存じでしょうか。二人が正式に結婚したのは1897年。伯爵が帰国する直前のことです。結婚が成立する前に生まれていた2人の息子は私生児（婚外子）として光子さんの戸籍に入っていました。夫婦国籍同一主義と父系血統主義の時代に母子が日本で暮らすための工夫です。父母両系血統主義に国籍法が改正されたのは1984年。わずか38年前のことです。

日本国内で届出のある国際結婚は年間約2万件（婚姻数の約3%）。複数国籍者は間もなく100万人を超えると推計されています。在外邦人は150万人弱。人口比からいうと、こうした人たちの存在は社会的に大きなインパクトをもつまでには至っていないのかもしれませんが。しかしいつの時代もさまざまな矛盾を引き受けることになる少数の人たちの異議申し立てが社会変革の起点になってきました。

この特集に寄せられた執筆者のエッセイと関連づけながら、この小論では日本における国籍問題が、女性の問題から日本社会のあり方を問う問題へと新たな展開を見せつつあることを述べたいと思います。

国籍問題の座標軸 —女性の問題から日本社会のあり方へ

2. 国籍法改正運動の到達点

父母両系制に向けた国籍法改正運動の中で「国際結婚を考える会」結成

国籍法改正を求める課題は大きく2つに分けられます。ひとつは1984年の国籍法改正時に導入された国籍選択制度（12条）の問題。もうひとつは外国籍を取得したことをもって当事者の意思を問うことなく日本国籍を剥奪する問題（11条1項）です。国際結婚を考える会は、父系制から父母両系制への国籍法改正運動の中で結成されました。

お腹の中にいる間は日本人の子だったのに、生まれたとたんに「外国人」にされてしまう不条理に、女性たちは立ち上がらざるを得ませんでした。本土復帰を果たした沖縄には米国人父の国籍も日本人母の国籍も継承できずに無国籍になっている子どもたちがいました。運動の追い風になったのが女子差別撤廃条約の批准でした。条約を批准するには、女子差別にあたる国内法の改正が必要だったのです。

国籍選択制度の形骸化が示す制度の矛盾

日本の為政者は、そうした時にもするりと余計なものを差し込む知恵にたけています。国籍選択制度が導入されていました。1985年に生まれた子どもたちの国籍選択年齢が近づいた2001年、国際結婚を考える会は国籍法改正を求める請願署名活動を開始しました（ピレー原稿参照）。

政府の国会答弁から国籍選択履行率は1割程度であり、さらに当事者を不安にさせていた「催告」も一度も行われていないことが明らかになっています。国籍選択制度の形骸化は、この制度自体に問題があることの証左と言えるでしょう。形骸化しているとはいえ、制度が残っている限り当事者は不安を抱え続けます。日本国籍を選択することを宣言すれば、外国籍の離脱は努力義務なので、納得がゆくまで考え続けることができます。しかしそうした情報にたどり着けない当事者の中には、日本国籍の不本意な離脱を行っている人たちもいます。

2018年3月、スイス等に居住する原告8名が国籍法11条1項は違憲だと提訴しました。一審（2021年1月）は原告敗訴でしたが、上告審でのたたかいが続いています。原告8名のうち6名は男性です。国籍問題は国際家族の主に女性の問題でしたが、原告構成は男性を含めた日本社会の問題へと対象範囲が広がったことを示しています。原告の人たちが自分自身のことだけでなく、このような条文を残していることは若い世代の足かせになると語っていることに共感します。

国籍問題の座標軸

—女性の問題から日本社会のあり方へ

国籍法／入管法をめぐる矛盾の顕在化—厳格運用と市民からの問題提起

国際家族といっても、国籍の組み合わせや、日本人が妻であるか夫であるか、居住地、経済的社会的地位など多様なため、ひとくくりにはできません。それでも家族のなかで「外国人」として暮らす者が脆弱な立場に置かれている点は共通しています。コロナ禍はこの問題を可視化しました（トルン原稿参照）。

ピレー原稿で示された国籍法改正の動きに日本国内の政治動向と外国人施策を重ねると、緩やかな国籍法の運用から厳格な運用に向かう動きと、現状を改革しようとする動きとがせめぎ合っている状況が浮かび上がってきます。2008年6月に最高裁が国籍法3条1項を違憲と判示すると、12月には国籍法が改正され、親の婚姻状況に関わりなく、日本人父の認知を受けた子は届出によって日本国籍が取得できるようになりました。11月には日弁連が「[国籍選択制度についての意見書](#)」を公開しています。その一方では「[不法滞在者半減プロジェクト](#)」（2004年～2009年）や、警察による「非正規移民を『犯罪者』とみなす」キャンペーンが展開され（高谷幸編『[移民政策とは何か](#)』2019）、在外公館では国籍法11条1項適用者の摘発が始まりました（武田里子、2019「複数国籍の是非をめぐる国民的議論に向けた試論」『[移民政策研究第11号](#)』）。

現在は2016年～17年の蓮舫議員の国籍騒動の延長線上にあります。この騒動をきっかけに、移民政策学会や弁護士グループなどによるシンポジウムが開催され、関連書籍の出版も続いています。また、国籍法11条1項違憲訴訟原告団は、[ホームページ](#)や[ツイッター](#)を駆使した情報発信や、メディアへの積極的なアプローチを通じて、国籍問題への社会的関心を高める努力を重ねています。

帝国としての歴史的責任の取り方—日英比較

実は、日本で初めて当事者の意思を問うことなく日本国籍を剥奪されたのは、旧植民地出身者でした。帝国臣民としてたたかい、戦犯として罪を問われた人もいます。日本人とともに銃後の守りにっていた人たちもいます。ところが日本政府は1945年12月に旧植民地出身者（日本国籍者）の選挙権を停止し、1947年5月2日には「外国人登録令」（天皇による最後の勅令）により「当分の間、外国人とみなす」とし、1952年4月19日、サンフランシスコ講和条約が発効する9日前に、一片の法務府民事局長通達によって日本国籍を剥奪したのです。この対応がいかに異常なことであったかをイギリスとの比較で確認しておきましょう。

国籍問題の座標軸

—女性の問題から日本社会のあり方へ

イギリスは1948年国籍法で、イギリス本国、独立自治領および植民地に出生した者すべてをコモンウェルス市民とし、出入国管理法上の区別を設けず、自由にイギリス本国に入国することができるとしました。しかしそのままでは潜在的市民が際限なく増えてしまいます。そこでいくつかの段階を踏んだのち、1981年国籍法で「市民」「属領市民」「海外市民」の3タイプに分けて市民権に差異を設けました。帝国としての歴史的責任を踏まえた整理を完了するのにじっくり30年近くかけたのです。

植民地政策から派生した複数の「日本人」の存在

日本では、上記のとおり旧植民地出身者を外国人にすることで「日本人／外国人」の二分法に転換しました。このため国籍法11条1項により日本国籍を剥奪された「元日本人」も外国人に分類されます。在留資格がなければ「不法滞在外国人」になります。国籍を回復する方法は帰化申請しかありません。大日本帝国憲法下の日本には、権利の上で差異のある複数の「日本人」がいました。第1に内地戸籍をもち日本の国籍法のもとに置かれた日本人。第2に外地戸籍ではあるものの勅令によって日本法が施行され日本の国籍法のもとに置かれた台湾の日本人。第3に朝鮮戸籍のもとに置かれ日本の国籍法が適用されない朝鮮半島の日本人です。戸籍制度を利用した民族差別だったのですが、国籍概念に幅を持たせていたことに注目したいと思います。現代風にいえばナショナリティ（国籍）とシティズンシップ（市民権）に意図的にズレをもたせて帝国臣民を管理していたということです。「日本人／外国人」の二分法によりナショナリティとシティズンシップを完全に重ね合わせようとする試みは、すでに限界を迎えていることを認めるべきでしょう。

3. カギは国籍を人権と捉えるかどうか

各国の複数国籍容認状況—国籍法改正の動き

最後に中西原稿で示された「海外インド市民権」について考えてみたいと思います。国際的な人の移動が広がる中で国際家族が増えれば、複数国籍者が増えるのは当然のことです。

2011年の国連調査によると、加盟196カ国中72%は、他の国籍を取得した時に、原国籍を維持することを容認していますが、日本は残り28%に分類されています。複数国籍容認の流れは「平等と人権への配慮、不可避だ」という諦観、そして二重シティズンシップの利益はそのコストをはるかに上回るという多数意見が合わさった帰結」（ヨプケ『軽いシティズンシップ』2013）です。

国籍問題の座標軸

—女性の問題から日本社会のあり方へ

インドと同じように、海外で暮らす同胞とのつながりを維持する国々が増えているようです。例えば、フィリピンは2003年に国籍維持・再取得法を制定しました。外国籍を取得する際に事前に宣誓することでフィリピン国籍を維持できるようにし、また、宣誓により国籍を再取得できるようにしたのです。

ベトナムは2008年に国籍法を改正し、ベトナム公民の親をもつ者はベトナム国籍を取得できると定めました。私が調査した2015年当時は、この法改正は移住先で成功した元難民がベトナム国籍を回復、あるいは新たに取得して、ベトナムへの送金や投資を増やすことを期待したもので、結婚移住者の子どもは「できると書いてあっても実際にはできない」との声も聞かれました。ところが今年に入って知人のベトナム人女性から4歳と2歳になる子どもの国籍を申請したところ問題なく取得できたと連絡がありました。この女性はベルギー国籍の男性と結婚し、夫がアメリカ赴任中に出産したので、子どもはベルギーとアメリカの国籍を取得していました。そして今回3つ目のベトナム国籍を取得したというわけです。

2010年には韓国も国内で外国籍を行使しないと誓約することを条件に複数国籍を認める国籍法改正を行いました。もちろん改正には反対意見がつきものです。ドイツでは、反対派に配慮して「重国籍回避」の原則は維持したまま、権利帰化を認め（1993年）、出生地主義の要素を取り入れた国籍法の改正（1999年）を行い、実質的に複数国籍を容認し、移民国家への転換を図りました。

当事者の意思を無視した国籍剥奪は認められない

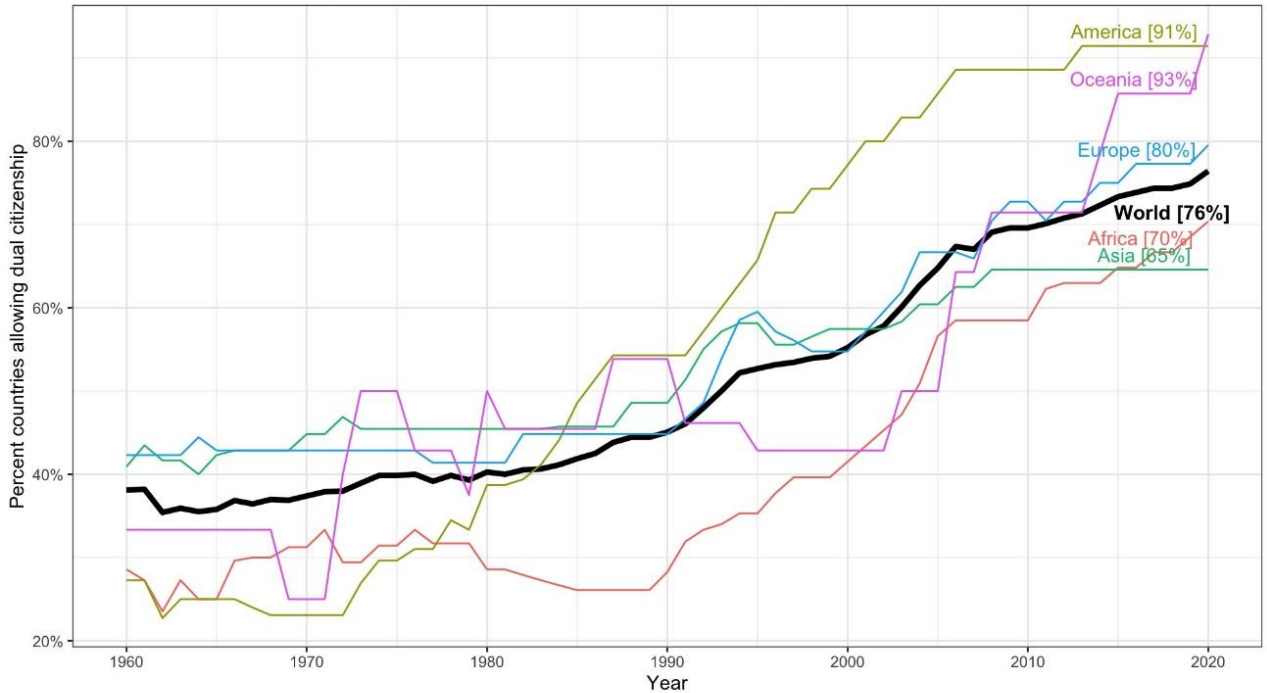
私たちは単に複数国籍を求めるだけでなく、複数国籍を認めるにしてもどこまで、どのような条件で認めるのかを考える段階に来ているように思います。国民国家を維持するコストを税金として負担し、領土で暮らす国民なくして国家は維持できないからです。

イギリスは国外で出生あるいは居住する者の血統による国籍継承は、原則1世代までとしています。ドイツも国外で生まれた場合の国籍継承には制限を設けています。3世代限定モデルについても検討されているようです。日本に複数国籍防止を最優先しなければならない独自の理由があるとしても、基本的人権を享有する土台となる国籍を当事者の意思を問うことなく剥奪することは、国民主権の憲法原理からも認めることはできません。止むにやまれぬ状況に直面した人たちには、たたかう義務があります。

「自らの権利を侵された者、不正義に直面した者には闘う義務がある。それが社会正義を実現することに通じるからだ」（イエーリング『権利のための闘争』（1872=1982）。私も国際家族の人たちと共にたたかいたいと思います。

国籍問題の座標軸 —女性の問題から日本社会のあり方へ

Expatriate dual citizenship acceptance, global trend and by world region, 1960-2020 [% in 2020]

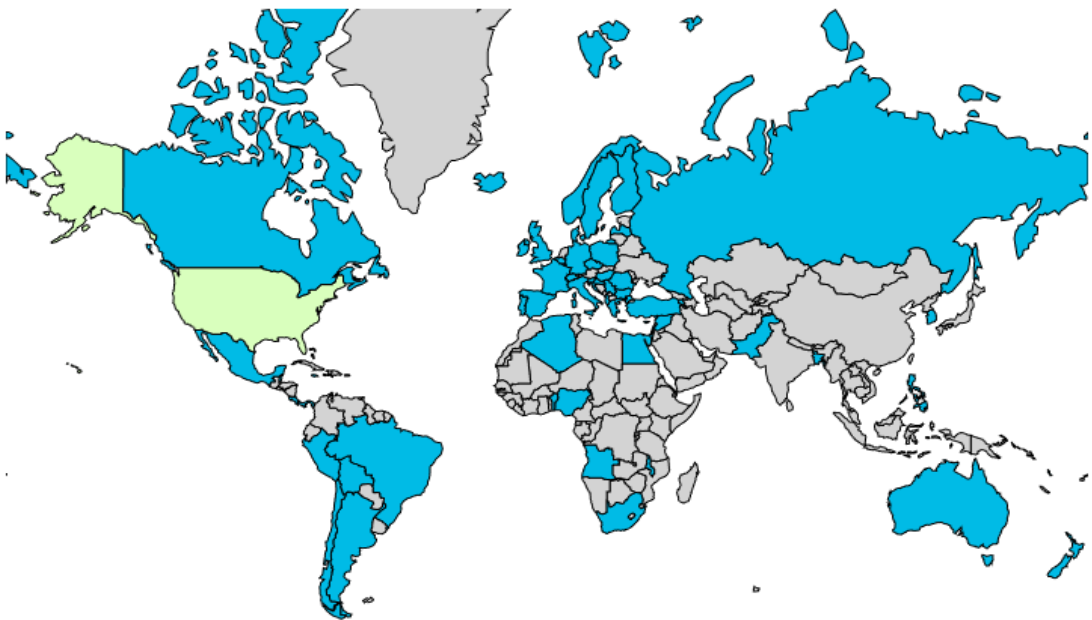


Source: MAC|MIDE Global Expatriate Dual Citizenship Dataset, v5.00 [2020]

[Global Dual Citizenship Database \(maastrichtuniversity.nl\)](https://maastrichtuniversity.nl/global-dual-citizenship-database)

Countries That Allow Dual Citizenship 2022

Countries That Allow Dual Citizenship 2022



[Countries That Allow Dual Citizenship 2022 \(worldpopulationreview.com\)](https://worldpopulationreview.com/countries-that-allow-dual-citizenship/)



《 国際家族のレシピ紹介 》

ローシティ Rösti ドイツ語圏スイスのソウルフード

シュトッカーかほる（会員）スイス在住

ドイツ語を話す地方のスイス人がこよなく愛するジャガイモ料理はローシティ（Rösti）。家庭ごとにその家のローシティがあるようですが、大きく、分けてゆでたジャガイモから作る方法と生のジャガイモからとの二つの調理法があります。45年前に義理母から教わったのは生のジャガイモから作る方法で、わたしにとってはこれが本物。ベーコンや玉ねぎを中に入れたりチーズを上のにのせたりする変種もありますが、ここでは基本形をご紹介します。



くわが家の定番晩ごはん ローシティ+ソーセージの玉ねぎソースがけ>

材料：

ジャガイモ、ピーナッツ油（オリーブ油以外は他の油でも可）、塩、バター

※ジャガイモの種類によって出来上がりに大きな差が出る。ジャガイモには煮ると粉をふいたようになるタイプと、もっちり煮崩れないタイプがあり、ローシティに適しているのはその中間の物。日本でのおすすめは北海道産メークイン。初夏に回る新じゃがは不向き。

ローシティ Rösti

ドイツ語圏スイスのソウルフード

作り方：



- ① 大きなざるの上で皮をむいたジャガイモ（一人につき中くらい2～3個）を目の粗いおろし金でおろす。スイスにはRöstiraffelという特別のおろし金が存在する。細くおろすとローシティにならないので要注意。
- ② ざるに入ったおろしジャガイモを握りこぶしで上から押さえて水分をいくらか出す。やりすぎ禁物！
- ③ 大きな樹脂加工のフライパンを熱し、油をなみなみと注ぐ。

- ④ 油が熱くなったらおろしジャガイモを入れる。この時ジュンと音がするのがいい温度。火力は最強で。
- ⑤ 箸でかき混ぜておろしジャガイモに油をゆきわたらせる。塩を振る。（スイスの郷土料理に箸が登場する不思議！）



- ⑥ 下面がきつね色になったら、箸とフライ返しでジャガイモの円盤を部分ごとに割り崩しながらひっくり返し、生焼け部分が下面、焦げ目が中間層、上面にも生焼け部分が出るよう円盤を形成し直す。上下の生焼け層で焦げ目をはさんだサンドイッチを作る感じ。足りなければ塩を追加。
- ⑦ 円盤中央に箸で穴をあけバターを一切れ入れる。もう一切れのバターを箸で円盤の周囲、鍋肌に沿って溶かしながら回し入れる。

バターは香ばしい焦げ目をつけるのに不可欠。フライパンをゆすってバターを底全体にゆきわたらせる。火力を少し下げて強。

- ⑧ 下面がきつね色になったらフライパンを振ってジャガイモの円盤を空中回転する。あとの掃除が怖い人は、大皿に取り出して生焼け面を下にしてフライパンに戻す。

- ⑨ 手順⑦の繰り返し。

- ⑩ じっと我慢して両面カリカリのきつね色になったら出来上がり。どうぞ召し上がれ！

「**En guete !**」（ドイツ語の「**Einen guten Appetit !**」のスイス方言）

ローシティ Rösti

ドイツ語圏スイスのソウルフード

《キッチンからのつぶやき》 日本の「肉じゃが」のようにおかずの中に顔を出すのではなく、ドイツ語圏スイスではジャガイモは食事の主役です。お米やパスタに主役を譲ることもあります。塩ゆでを基本にマッシュポテト、ポテサラ、炒め焼き、フライ、コロッケ風など調理法にはきりがありません。中でもこの地方の人々がこよなく愛するジャガイモ料理はローシティ (Rösti)。ローシティを食べる人＝ドイツ語圏スイス人という概念があり、目には見えないフランス語圏との境目を「ローシティの溝」を呼ぶことさえあるほど。溝の向こうはローシティを食べない、よそ者の土地ということでしょうか。「毎週一回ローシティを食べないと禁断症状が出る」という家族



＜ローシティ用おろし金、ローシティに向けたジャガイモ、ジャガイモむき器＞

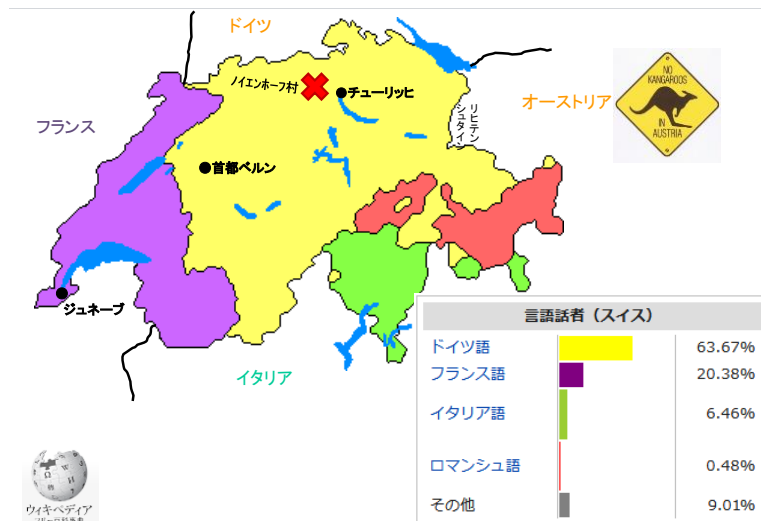
の切実な訴えを受けて10日に一度くらいの頻度で作るので、これまでにいったい何回フライパンを振ったことでしょう。当地でわたしがおおむね居心地よく暮らせるのはローシティを作れるからかもしれません。

「ローシティの溝」って？ドイツ語圏のスイス人にとってローシティは自分たちの文化を代表する物。フランス語圏ではあまり食べられないので、この二つの文化圏の境目のことを「ローシティの溝」と呼ぶことがあります。

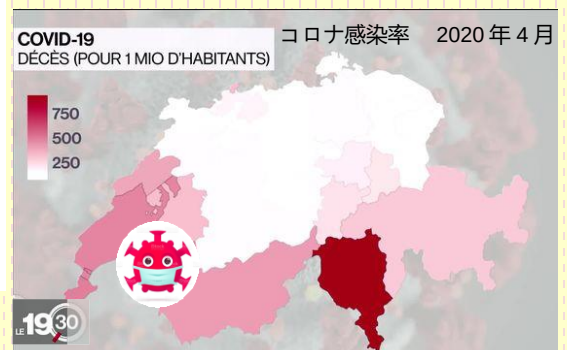
目には見えないこの溝が実際に価値観、経済活動、国民投票の結果の境界線になることがしばしばあり、最近ではコロナウイルスの感染率にまではっきり現れて物議をかもしました。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%82%A4%E3%82%B9>

スイスの言語分布 紫：フランス語、黄：ドイツ語（アレマン語）、緑：イタリア語、赤：ロマンシュ語



<https://www.srf.ch/play/tv/-/video/-?urn=urn:srf:video:ed7dba6b-05e7-43b2-b44b-a838fc596fab>



<https://www.rts.ch/play/tv/19h30/video/roestigraben-en-matiere-de-coronavirus-la-suisse-nest-pas-touchee-de-facon-homogene-par-la-pandemie?urn=urn:rt:video:11265989>

「ウエストサイドストーリー」を観て

コールマンひろみ（会員）茨城在住



マンハッタンへ行くと必ず訪れるリンカーンセンターのあたり、この物語の舞台はこの世界有数の文化芸術の聖地が出来た前の時代。ここがスラム街だったとは今では想像もつかない。プエルトリコ系移民の若者のグループ「シャークス」とポーランド系移民の「ジェッツ」の対立と抗争の中、ロミオとジュリエット、トニーとマリアが出会い恋に落ちる。

1957年に描かれたミュージカルは大ヒットし、1961年には映画化されてアカデミー賞を10部門も受賞した。私の母も大好きで当時日本でも大ブームを巻き起こしたそうである。

今回はこの作品をかのステイブ・スピルバーグ監督がリメイクした。母が珍しく観たいというので、休みを取って映画館に行くことにしたが、結局母はコロナが心配で出かけられず、

私とアメリカ人の夫と2人で観た。彼はバーンスタインの音楽を楽しんだと言っていたが、私ももちろん時代を超えたミュージカルの素晴らしさに感動した。

スピルバーグがインタビューでこんな事を言っていた。

「この物語で描かれた分断よりも、現在私達が直面している分断の方が深刻です。人々の分断は広がり、もはや人種間の隔たりは一部の人の問題ではなくなり、あらゆる世代に訴えかける深い物語です。その中で愛はどんな隔たりも埋めてくれ、橋をかけてくれます。」

振り返ると77年前には敵同士だった私達は、今日はバケツに大盛になったポップコーンを口に放り込みながら仲良く映画を観ている。トニーとマリアが夢見た人生のほんの少しを生きていくことが出来ているのかなと、ふと考えさせられた映画だった。



会報係より | みなさまもおすすめ映画や読んだ本などご紹介いただけますか？感動のシェアをお待ちしています。会報係の新メールアドレスはこちらです。

edit@kokuksaizoku.com

★ 2022年1月~4月のJAIFイベントを振り返る ★イベント係

◎ JAIF会員オンライン新年会

2022年1月15日（土）日本時間21時より 13名参加

初めてイベントに参加された方がいらっしゃり、自己紹介から始まりました。アメリカ各都市から里帰りされたメンバーの日本への入国時の水際対策の体験談を報告していただきました。煩雑な手続きとPCR検査、2週間に渡るホテル滞在など大変な苦労があったことを知りました。このような貴重な実体験を共有出来とても有意義でした。

また、日本は外国人にとって住みやすいかそうでないかという話題も出て、皆さんからの活発な意見が交わされました。楽しい新年会になりました。



◎ 東日本新年会&歓迎会

1月23日（日）インド料理店 モティ六本木店にて 5名参加



東京でのコロナ感染者が急増する中での開催でしたが、5名の参加でした。美味しいインド料理を囲んで、対面でのランチはオンラインとはまた違ってとても楽しいひと時でした。

◎ 第5回JAIF海外会員オンラインお茶会（親睦会）

2月25日（金）オンライン

アメリカ、カナダ、ドイツ、イギリス、スイス、日本、オーストラリアから合計16名が集まりました。

自己紹介、自己PR、マスクコンテストと盛りだくさんの内容でした。2年に渡って続いたコロナ禍の中で皆さんが集めたマスクは、実に様々なデザインで楽しくセンスが光るものでした。

優勝は優雅なレースとスカーフとのコンビネーションが素敵だったアメリカと日本のメンバーでした。その他にも面白くてユーモアがあるマスクも人気でした。



コロナ禍での規則や人々の反応や生活は国によって様々ですが、このような楽しいお茶会を通して各国のメンバーと交流できることがとても貴重だと思いましたし、会を身近に感じる事が出来ました。

◎ 2022年度定期総会 オンライン

4月17日（日）日本時間15時より、オンラインにて開催されました。

詳しい内容についてはJAIFホームページをご覧ください。

｜編集後記｜

今号から編集に参加させていただくことになりました清麻桐です。

先輩方と一緒に編集会議を重ねて、執筆者諸姉の多大なご協力のもと、第7号も無事送り出すことができました。冬季五輪とオミクロン変異株の大流行の中スタートした編集会議ですが、今私たちはパンデミック（世界的流行）からエンデミック（散発的流行）に移行しつつあると言われているCOVID-19と共に生きる道を模索しつつ、2月下旬に始まったロシアのウクライナ侵攻から目を離せないでいます。

今号の特集『国際家族が直面する国籍法』は会員にとって切実なトピックであり、執筆者の方々から寄せられたエッセイは結婚、子育て、家族の介護、子供が巣立ってから的人生など、私たちの人生の節目節目で国際法との付き合い方が、いかに変化するかを如実に物語っています。

また、コロナ禍を通じて働き方や住まい方＝生き方そのものを変えることになった方も多いことでしょう。編集部へのメールやフォーラムで気軽にご意見・ご感想をいただければ幸いです。

特集以外でも、レシピ紹介や本や映画など気軽に書いていただけるコーナーへの、みなさまからの投稿をお待ちしています。

edit@kokuzaikazoku.com

清 麻桐

次回予告 | 会報誌第8号 （2022年07月31日発行予定）

特集：●『私の人生を豊かにしてくれるもの』

たとえばWEB Newsには約15文字程度のヘッドラインがズラリと並んでいて、そこには知りたい情報もあるけれど興味のない情報もたくさんあります。まさに情報あふれるこの世の中で、心身ともに影響を受けたりすることが多いですね。国際家族の私たちはそんな社会で、多様な生活をそれぞれが送っています。

第8号では、人生を豊かにしてくれるものをテーマにみなさんの癒しを募集します。例えば、趣味、ペット、郊外での生活、読書、ネットドラマや映画鑑賞、ボランティア活動などみなさまの日常を教えてください。コロナ禍の影響を受け、新しい趣味を見つけたなどのエピソードもお待ちしています。

締切は、**2022年6月12日（日）** ごろです。よろしくお願いします。
会報係新メールアドレスはこちらです。 edit@kokuzaikazoku.com

小暮朋子、ハワード弘子、コールマンひろみ、清麻桐、カマーゴ・李栄